

群馬県高体連「リーダー冬季講習会」の始まり —群馬県では高校生の冬山登山をどのように受け止めたか—

田 中 洋 史 (群馬県高体連登山専門部副部長(前委員長)・利根実業高校教諭)

<はじめに>

2017年3月に起きた、栃木県那須岳での雪崩事故は、栃木県高体連登山専門部の登山講習会を襲い、死者8名を数える大惨事を引き起こした。春休み中の出来事であり、講習会などの登山を取り組んでいた各県の登山専門部や各高校の山岳部も多く、衝撃を与えた。本県もほぼ同じ日程で、四阿山・パルコース 嬭恋スキー場周辺を会場に「冬山登山講習会」を実施しており、参加人員は栃木県より多く、上毛新聞をはじめ各新聞等に大きく報道された。この事故は、多大な犠牲をとまなう事故であり、栃木県教育委員会は検証委員会を設け、本年(2017年)10月には報告書をまとめ提言を行った。

発表された報告書のなかで、専門部の行事は長い期間にわたって実施され恒例行事化し、内容について深く検討をされずに推移してきたと指摘されている。本稿は、本県において高校生の冬山登山がどのように検討され、春休みに行われる「リーダー冬季講習会」がどのように実施されてきたのか、およそ40年前に検討された内容を原点に立ち返る意味で振り返ったものである。

<草創期から44総体まで>

まず初めに、敗戦後、学制改革が行われ、戦後の制度が揺籃期にある時、志のある人たちが集まり、手探りで群馬県高体連登山部*を立ち上げ、また全国高体連登山部*の結成に至ったことである。この頃の様子は部報に記載され、記録を残したいという

強い意志が伝わってくる。現在(群馬県高体連登山専門部)部報は23号まで発刊され、すべてPDF化されており簡単に参照できる。

- (1) 山岳部の思い出(川浦三四郎、部報創刊号 p3～、1971(昭和46年)刊以下同じ)
- (2) 登山部のあゆみ(五十嵐靖夫、部報創刊号 p4～、1971(昭46))
- (3) 登山部の歩み(布施正昭、部報4号p2～、1978(昭53))
- (4) 登山部40年の歩み一座談会と記録による(司会:日向野克己、部報10号p3～、1990(平2))
- (5) ひとりを大切にする一布施先生を偲んで(村上泰賢、部報15号p26～、2000(平12))
- (6) 50年の歩み一読む年表(俵田正也、部報16号 p10～、50周年記念誌、2002(平14))

*登山部の名称 当初、規約には「(高体連)登山部」と称する」とあった。県高体連の組織改編もあり、規約は改定され、現在は「(高体連)登山専門部」と称する」となっている。本稿では場面に応じ用いる。

<リーダー講習会—第1回開催と「リーダー冬季講習会実施基準」の策定>

昭和49年3月(1974年・昭和48年度)に第1回を実施し、以来、東日本大震災による中止も含め43回にわたって、尾瀬富士見峠周辺にて富士見小屋に宿泊し実施してきた。残念ながら生活の拠点とされている富士見小屋の営業休止により、2017年3月には前述のとおり会場を変更し実施した。ここでは、こ

の講習会を立ち上げた当初の様子を確認したい。

初めに、以前から言われてきたが、登山専門部は「44総体」（全国高等学校総合体育大会（1969））」をきっかけに、人が集まり組織も充実したという点である。大きな転換点として象徴的なことは部報の創刊で、一つ一つの行事を実施するための計画と反省が組織的に行われ記録されるようになったことだ。本稿ではこれら部報、その他資料を読み解きリーダー講習会が始まった当時の経緯を確認したい。

（1）第1回リーダー講習会の開催とリーダー講習会趣意書（雪山に学ぶ、p2～、1984（昭59））

リーダー講習会10周年記念誌「雪山に学ぶ」には「リーダー講習会の歩み」として悴田正也委員長（当時）が開始当時の経緯をまとめている。引用すると「積雪期における登山活動については、高体連登山部が久しく懸案事項としてきたことであり、顧問にとっても、その必要性を強く感じてきたことであった。（中略）5年に渉る実地調査を含む準備期間をへて、高体連登山部の総力を集め実施にうつされた。第一回は、昭和49年3月25日～28日に行われ17校102名の顧問、生徒の参加があった。同年5月登山部として「リーダー講習会趣意書」を作成し、実施にいたる経過。準備概要。安全対策などについて説明し、県教委をはじめ、関係各位の協力と理解をお願いした。」とある。

（2）リーダー講習会の意義と安全対策（「リーダー講習会趣意書」による）

「44総体」の登山大会会場は尾瀬だったので、その準備と実施のために繰り返し入山していた。地の利に明るかったこともあり、安全なエリアとして富士見峠・富士見小屋を選び、さらに5年間にわたる冬季の現地調査と準備の上、登山専門部の行事として、第一回のリーダー講習会を実施し、その成果も

含め「リーダー講習会趣意書」を作成した。部報3号の「行事報告」に内容をまとめてある。そこから抜き書きして概要を見てみよう。

「夏山登山における残雪上の登山基礎技術の習得を中心とし、夏山登山の安全と遭難対策をめざす」ことを目的とし、実地に登山を行う「リーダー講習会」と位置付けた。すでに生徒に対しては座学講習会、夏山（合宿）計画検討会が行われていた。その他、県総体と集中登山を利用した講習もあったが行事の性格上しっかりした講習にはなりにくい状況だった。そのような中で、(1) 意義として、

- (ア) 生徒に対しては、座学が中心で実地に講習を行う機会が少なく、具体性に乏しい。
- (イ) 夏山において、残雪の上を歩くことも多いが雪上歩行の基礎ができていないので危険を感じることも多い。（夏山の事故では雪渓上の滑落も多い）
- (ウ) 冬山登山禁止という規制を、山岳部の生徒にまで押し付けておくことは、かえって無届登山を助長し、基礎技術の未熟さによる事故を起こす危険がある。一般生徒と山岳部員を一律に規制するのではなく、適切な指導の下に、基礎技術に習熟させることが教育上重要である。

以上の3点をふまえた上で、この講習会は積雪期であり、最も重要な(2)安全対策として、以下の4点を確認している。

(ア) 季節および気象

実施される3月末は「春山」であり、冬山と変わらぬ風雪はあっても長くは続かず天候は周期的に変わり気象判断もだしやすい。

(イ) 地形およびコース

予定されている戸倉スキー場～富士見小屋のコースは雪崩が発生する危険は少ない。過去5年間、下検分を行い、登山部顧問の大多数がコースについての知識を持っている。県

3. 登山界の現状と課題

岳連指導委員長らとともに実地踏査を行い、積雪状態などの調査の結果、安全なコースと確認された。

(ウ) 日程について

初日は戸倉スキー場周辺での講習を行い、2日日に入山するが厳冬期でも5時間程度の行程であり余裕を見ている。悪天候の際の停滞や早期下山も想定している。

(エ) その他

地元の片品村長を通じ、救助隊（駐在所・片品山岳会・警察署）への手立ても講じてある。このように講習会の（1）意義付け、実施上の（2）安全対策を押さえた上、長期の日程が可能な春休みに実施する高体連登山部の主催行事として「リーダー講習会」（当時の名称*）を定着させていった。

* 名称：第4回以降の要項は現在登山専門部の資料として残っており、第4回から第18回（1991年（H3）3月）までは「リーダー講習会」と確認できる。第19回以後は「リーダー冬季講習会」となる。興味深

いのは第18回に当たり事前に高体連へ提出した「検討事項の報告」には「リーダー冬季講習会」となっており何らかの指摘があったことがうかがえる。前年の第17回の実施に当たり、千明覚県教育長発、県高体連金井修一会長宛の行事承認の写しが残されており、そこには「リーダー冬季講習会」とある。実施基準が定められた第6回以降、本来の名称は「リーダー冬季講習会」であった。

ところで、この承認書は県高体連事務局宛であり登山専門部には届かない事が普通である。この中に承認の守るべき事項として「1 実施基準を遵守のこと。2 実施計画に変更あるときは、県教育委員会と連絡をとり決定すること。3 本事業の前後に、承認を得ない別の事業を実施しないこと。4 事業終了後は、すみやかに報告のこと」とある。また、3について「これは以前、講習会の後で尾瀬に残って山行を続ける学校があったことをさしています。」という書き込みが残されている。ともかく、毎年ほぼ同一な文書によって県教委から県高体連に対し承認がなされていたことを示す資料である。

表1. 年表「冬山登山をめぐる経緯とリーダー講習会」

年度	実施に至る経緯	実施行事・他
1966年（S41年度）	教育長通達（S41.10.24）	第1回県総体実施（総合開会式後会場へ）
1969年（S44年度）		「44総体」全国高校登山大会（尾瀬）
1970年（S45年度）		
1971年（S46年度）	規約制定、部報創刊（S45の記録中心）	
1972年（S47年度）	文部省通知（S47.12.4）	
1973年（S48年度）		第1回リーダー講習会（S49.3.25～28）
1974年（S49年度）	リーダー講習会趣意書*（S49.5.10）	第2回リーダー講習会（S50.3.26～29）
1975年（S50年度）	県教委特別指導（S51.3）	第3回リーダー講習会（S51.3.26～29）
1976年（S51年度）	関係者協議（S52.3）	第4回リーダー講習会（S52.3.26～29）
1977年（S52年度）	登山活動適正化協議会*（S53.2.21）	第5回リーダー講習会（S53.3.26～29）
1978年（S53年度）	2つの実施基準*（S54.2.13）制定	第6回リーダー講習会（S54.3.26～29）
1979年（S54年度）	寒冷積雪地基礎訓練実施計画書審査会	第7回リーダー講習会（S55.3.26～29）

* 昭和49年5月10日付で高体連登山部長より県教育長宛に提出。第1回リーダー講習会実施後に行事のまとめと反省も含めた内容である。

* 協議会「高等学校生徒登山活動適正化連絡協議会」

* 実施基準「高体連登山部リーダー冬季講習会実施基準」及び「高等学校登山部の寒冷積雪地における基礎訓練の実施基準」

(3) 高等学校生徒登山活動適正化連絡協議会の開催とリーダー冬季講習会実施基準の制定

本県では、第1回リーダー講習会の実施以来、登山部として組織的に取り組み、順調に回を重ねていた。そうした中で、布施正昭委員長（当時）は「登山部の歩み」（部報4号P6）に「この講習会は、冬山に準ずるものと考えられ高校生の技術・体力・経験等の面からみて、県教委から特別指導もあったが、登山部の着実な努力が評価され、本年（1978（昭53）年）2月21日、県教委の特別な配慮により、「高等学校登山活動適正化協議会」が設置され、3月26日～28日に登山部リーダー講習会（第5回）の現地調査が決定し、県警察本部・県高校生徒指導部会・県観光課・県教委体育課・高校教育課・県山岳連盟・高体連登山部の各代表によって調査が実施されることになった。」との記述を残している。また、同部報の行事報告（部報4号p20署名なし）には、「第5回リーダー講習会は参加校21校（男子11校、女子10校）の参加者を得て行われ、2月に開かれた「高校生登山活動適正化連絡協議会」での協議をふまえて、本講習会を高体連登山部独自の行事から県教委との共催行事とすべく、視察員が随行して講習の様子を見守った。」ともある。ところで、この視察は7名が参加したようである。指導講習委員会に保存されている会議録の昭和53年のメモ書きに、視察メンバーとして（高体連登山部）布施、（県岳連）石井、体育課森田、桜井、高校教育課橘、観光課中沢、生徒指導部会宮崎（利根商）、26,27日戸倉泊まりの記述が残されており、実際に27日は富士見峠を往復し、戸倉に戻りまとめの会議を行ったとのことである。

さて、「県教委からの特別指導」はどのような内容だったのか、高校生登山活動適正化連絡協議会に提出された資料から見てみよう。第4回リーダー講習会（1977年（昭52）3月）に先だって行われた「関

係者協議」（1977年（昭52）3月25日）の記録には協議事項として（1）問題点（ア）高体連行事としての実施届がない（イ）参加校の校外施設利用届けが2校のみ（ウ）富士見下一アヤメ平間の行程を冬山登山でないと断定することはできない等が挙げられ、

（2）指導方針、本講習会の趣旨、内容は妥当かつ有意義。安全的配慮は高体連なりには誠意を持って取り組んでいる。ただし、手続き上の不備、不履行や開催場所が冬山登山の禁止（教委通達、指導）の面で問題が残る。改善を指示し徹底させる。とされている。実行された指導として（1）アヤメ平、富士見峠方面は基礎的訓練にふさわしい場所として判定できないという現状を確認すること。（2）アヤメ平方面への登山行程を他の基礎的な訓練に修正する。（3）手続きの徹底、実施計画の事前検討（教委への打診）、実施届けの提出（体育大会実施届けに準ずる）、参加者の確認・掌握・通報、参加学校・人員構成一覧（事前提出）、参加学校別行程一覧（事前提出）（4）参加校校外施設利用届けの提出の励行。また、これを受け、高体連事務局と登山部委員長が協議し、登山部から参加者名簿が提出され、講習会を実施した旨の記述がある。

当時は毎年のように大学生の冬山遭難事故が起こっていて、ある意味社会問題化していた。そのようななかで、県教育長より「高等学校生徒の登山について」が昭和41年10月（1966）に通達され、「冬山登山は実施しないよう指導する」とされた。一方では昭和47年12月4日（1972）文部省通知「高校生は原則として冬山登山は行わないのが望ましい。希望する場合は学校および保護者の了解のもとに、指導者、その他の条件を整えたいうえで、安全な場所での基礎的訓練の範囲にとどめること。」ともされていた。

しかし、高校の登山部・山岳部は冬山登山に取り組んでいたケースも多かったのではないだろうか。

3. 登山界の現状と課題

そして、通達で冬山を禁止するとしても、何をもって冬山とするのかという点で逡巡する状況だったのではないだろうか。そして、単純に禁止するだけでなく、安全を確保して基礎的な訓練にとどめる方向性が確立していく過程だったと思われる。特にリーダー講習会については登山部主催行事であるため実施の根拠が曖昧で、参加の各学校に「校外施設利用届け*」提出を求める一方、高体連には大会と同様な実施届けを求めざるを得なかったのではないだろうか。

*「校外施設利用届け」県内の県立高校が校外で行う宿泊を伴う学校行事等について各学校長から県教育長宛の届け出。各校の登山部・山岳部には様式「校外施設利用届け（登山活動実施計画書）」がある。

その後、様々な検討・調整がなされたのだろう。翌年2月には「高等学校生徒登山活動適正化連絡協議会」が開催（1978（昭53）年2月21日）された。協議事項は以下の通りであった。

1 高校生の冬山における基礎訓練について

○高校生の冬季における登山活動の適正化について

○県高体連登山部リーダー講習会の適正化について

2 高校生冬季登山基礎訓練実施計画審査会（仮称）について

この会議に提出された、「高体連登山部リーダー講習会実施計画の適否について」という資料には「リーダー講習会趣意書」に基づく行事概要の説明に続き、県教委の立場として

- (1) 行事の必要性は理解できる。
- (2) 安全対策をはじめ、教育的配慮、指導者の充実等高体連の努力と成果は十分に評価している。
- (3) しかしながら、「安全な場所における」「基礎訓練」の範囲として確認することが困難である。

(4) したがって、教育委員会の承認（共催又は後援）の行事とすることができない。

(5) そのため、現状においては本行事に関する教育委員会の指導助言、連絡調整の機能が極めて曖昧で責任の所在も不明確な面が生ずる恐れがある。

この会議の議事は不明だが、会議の次第には、協議事項としてリーダー講習会について共催形式を取って欲しいという、登山部からの要望が載せられているので、実施基準を設け、共催形式を取って指導・監督など、責任の所在を明確にする方向性が示されたと思われる。その後1年間にわたる各種検討・協議のうえ、群馬県教育委員会は、昭和54年2月13日付けで「高体連登山部リーダー冬季講習会実施基準」と「高等学校登山部の寒冷積雪地における基礎訓練の実施基準」を決定した。現行のこの2つの実施基準は、文部省等の通達による(1)(原則として)高校生の冬山登山禁止、(2)条件を整え、安全な場所での基礎的訓練の範囲にとどめる、の趣旨に沿った条件整備・適正化であったといえよう。

およそ1年間にわたる協議の様子については、部報5号の行事報告(p17~18)に「関係機関会議」や「リーダー講習会協議・体育課」などの記述を見ることができる。また、登山専門部の指導講習委員会に残されている資料の中には昭和54年1月25日付要項「冬山登山指導者講習会の開催について」があり、その中の「(付)第6回リーダー講習会について(概要)」には、「リーダー講習会は従来登山部の単独主催で行ってきましたが、本年度講習会より県教委との共催事業とすべく、現在は折衝が進行中のため、決定しだい正式要項をお送りします。なお実現した場合、県教委との間に種々の合意基準が設けられますが、例えば○生徒の参加条件として、継続的登山訓練を1年程度受けたもの。○引率者の条件として、

冬山指導者講習会に参加、受講した者、*いずれも表現は未定。」といった記述から、1か月後に決定される実施基準の内容がおよそ固まってきた様子がうかがえる。かくして「リーダー講習会」は高体連登山専門部の行事から、県教委の実施基準に基づき行う県高体連の事業であり、登山専門部が主管する行事となった。当然ながら、事前調査についての報告や終了後の報告、計画変更についての協議の仕方、山中での行動の仕組みなど詳細に計画されたものとなったわけである。

(4) 寒冷積雪地基礎訓練実施基準の制定と寒冷積雪地基礎訓練実施計画書審査会

登山専門部の行事に比べると、各校山岳部。登山部の冬山の取り組みについては各高校、各部ごとであり、残念ながら当時の様子はほとんどわからない。たまたま、故山田昇氏の追悼記事（部報10号p25～26）の中に当時（1966年（昭42）頃）の沼田高校山岳部の様子があり、「冬山合宿は5日間、谷川岳。天神平で行い、毎日スキーをしていた。天候がよいと、他の登山者の跡をたどって山頂に出向いたりした。」という記述がある。高校生の冬山登山は（原則）禁止とされていたが、冬季に谷川岳山頂にたっていた様子がうかがえる。このような状況に対し、各校登山・山岳部の冬季の活動内容に対する基準の策定と運用の仕組みは高等学校登山活動適正化連絡協議会の第一の重要課題だった。リーダー冬季講習会実施基準と同じ日付で「高等学校登山部の寒冷積雪地における基礎訓練の実施基準」が定められた。

高等学校登山活動適正化連絡協議会に提出された資料「冬季における高校登山部冬山基礎訓練の実施基準設定に関する審議項目」を見ると、すでに内容がしっかりしている様子がうかがえる。引用すると趣旨目的 高等学校登山部の冬季基礎訓練についてそ

の適正な実施は部活動としてのスポーツ振興上必要と考えられるので、その適正なる実施を図るため次の基準を設定する。

- 1 冬山登山の禁止期間 12月1日～3月31日の期間は登山を実施しない。
- 2 冬山基礎訓練の実施条件
 - (1) 参加者 ア登山部もしくは準ずる組織、イ技術、体力、経験を十分に有する者（以下略）
 - (2) 場所 スキー場、宿泊施設、村落等の域内及びその周辺でなだれその他の危険がなく、他との連絡交通が確保できるところ。（審査会承認の場所）
 - (3) 訓練内容 別記「基礎訓練内容」の範囲とする。
 - (4) 指導者 指導引率責任者 ア自校の教職員とする、イ登山経験5年以上を有し（以下略）
- 3 準備 (1) 事前調査、(2) 事前指導、(3) 活動計画・指導計画の検討・整備
- 4 実施の届出等 (1) 冬山基礎訓練実施計画書の提出、(2) 同実施届の提出（実施の14日前）
制定された実施基準の骨格をなす内容はすでに固まっていたようだ。

この基準は翌、1979年（昭54）から適用され、11月29日には寒冷積雪地基礎訓練実施計画書審査会が行われた。その後も継続し現在に至っている。冬には北部を中心に多量の降雪がある本県において40年以上にわたって積雪地における高校登山部の事故がなかったという点からみれば、この実施基準と寒冷積雪地基礎訓練実施計画書審査会の役割は多大なものがあつたといえよう。

なお、冬山登山の記録が少ない点では登山専門部としても必要性を感じていたようで、部報の特集記事として寒冷積雪地基礎訓練の記録（部報13号p6～12）にまとめられている。

3. 登山界の現状と課題

(5) 文部省登山研修所の発足・研修開始と冬山指導者講習会一顧問の技量の向上・装備の充実

リーダー冬季講習会と切り離せない登山専門部の行事が、冬山指導者講習会（現在は冬山顧問講習会と名称変更）である。リーダー冬季講習会に生徒を引率し登山する全コースを歩いて事前調査を行い、積雪等の状況を確認し報告する役割がある。また、顧問・役員が雪山での経験を深め技量を高めることも大切な役割である。尾瀬・富士見峠でリーダー冬季講習会を行ってきた時期には、初日に戸倉スキー場周辺で装備の点検や初参加者の練習などを行い旅館に1泊、2日日早朝、富士見峠をめざしスキー・ワカン・スノーシューで出発、設置してある標識（「看板」と称してきた）や登山コースの確認などを行いながら富士見峠・富士見小屋付近でテントまたは雪洞を設営し1泊、3日目富士見峠周辺のアヤマ平・白尾山などでコンパスワークなどを行い、戸倉スキー場まで下山し解散。このスタイルが定着していたが、当初からこのような内容でなかった点も押さえてお

きたい。

まず、この時期に重要なできごとは、文部省登山研修所の発足（1967（S42）年6月）と研修の開始である。研修所の当初の研修プログラムでは、その第1に「高等学校・高等専門学校登山指導者研修会」が挙げられていた。初年度から、県内山岳部顧問から複数の参加が有り積極的に取り組んでいた様子がわかる。また、冬山指導者講習会にて伝達講習が行われたという記述も部報（2号p40）に有り、位置付けも確立していた様子がうかがえる。特に、昭和45年2月の（冬山）指導者講習会においては大澤清先生が伝達講習を行ったと村上泰賢氏が記憶しており悴田正也氏の記録とも一致しているので部報創刊以前の行事があったことが裏付けられた。それにより、リーダー講習会に先だって少なくとも5回、（冬山）指導者講習会として事前調査を行っていたことを確認できた。部報等の記述の裏付けができたといえよう。

表2. 文部省登山研修所研修会への参加と冬山指導者講習会

年度	「文登研」研修会参加者	冬山指導者講習会日程	備考
1967 (S42)	布施・狩野		文部省登山研修所・研修会始まる。
1968 (S43)	悴田・岡		
1969 (S44)	大沢*・東*	S45.2/27・28、3/1	悴田先生の記録*による
1970 (S45)①	村上*・悴田・川上・山田	S46.2/26・27、28	指導者講習会（部報創刊号記載）
1971 (S46)②	大谷*・金井	S47.3/10・11	冬山登山指導者講習会（部報2号記載）
1972 (S47)②	雲野*・林・日向野	S47.2/23・24	同（部報2号記載、以下同じ）
1973 (S48)③	富所*・岡安	S49.2/15・16	リーダー講習会第1回（S49.3.25-28）
1974 (S49)③	林*・長谷川	S50.2/14・15	同第2回
1975 (S50)③	梅沢*・斉藤	S51.2/13・14	同第3回
1976 (S51)④	小川*	S52.2/18・19・20	同第4回
1977 (S52)④	富所*	S53.2/16・17・18	同第5回・登山活動適正化協議会開催
1978 (S53)⑤	佐々木*・小林元*	S54.2/15・16・17	同第6回・実施基準制定通知
1979 (S54)⑤	岡安*・梅沢・深町*	S55.2/14・15・16	同第7回・寒冷積雪地審査会

*年度の○数字は記録が記載された部報の号数である。発行年とは異なる。

*参加者のなかで、冬山または雪上の記載がある方に*印をした。出典は部報3号と5号である。

*悴田先生の記録、本稿をまとめるに当たり、悴田先生のお宅に伺い、当時の記録を見せて戴き、先生が保管されている「アルパインカレンダー1970」の該当日付に尾瀬で講習会を行った記録を確認。

次に、当時の冬山指導者講習会の実際はどうだったか見てみよう。44総体が成功裏に終了し、次の目標の一つとしてリーダー講習会を春休みの尾瀬で実施したいとの計画が持ち上がった。リーダー講習会を意識した取り組みが記録として部報に現れるのは昭和45年度の行事報告（部報創刊号p20）にある「登山部指導者講習会」（S46,2.26～27）と「アヤメ平スキーツアー」（2.28）である。まだ冬山を冠した指導者講習会となっていない点に注目したい。この年度は6月に谷川岳で登山部指導者講習会の記述もある。内容は記載されていないが6月の指導者講習会は土合山の家に宿泊しマチガ沢で雪上技術の講習を行ったとのことである。昭和46・47年度には冬山指導者講習会として記録（部報2号p40）が残っている。いずれも1日目には戸倉スキー場にて講習・宿泊し2日目に富士見峠・アヤメ平を往復している。

昭和48～50年度も同様（部報3号p26～27）で2日間で実施している。しかし、2年間は富士見峠に到達せず、昭和50年度の講習会の記録に「久しぶりに富士見小屋まで上がることができたのは、まことに幸い」との記述もある。昭和51年度（部報4号p16）から2泊3日の日程になり、2日目の雪洞泊が始まった。この年は、田代原の先に雪洞を設営・宿泊し3日目にアヤメ平を往復した。富士見峠に雪洞泊したのは昭和52年度（S53.2.16～18）が最初であった。参加した顧問の各人の装備についても当初は十分なものではなかったようで繰り返し指摘がなされている。

冬山指導者講習会の推移をみると、リーダー冬季講習会は富士見小屋があつてはじめて実施できたことを痛感する。また、顧問もリーダー冬季講習会と並行し冬山指導者講習会を積み重ねながら経験を深め技量を高めていった様子がよくわかる。その後は、ほぼ同様な内容で推移し、平成4年度（H5.2.18～20）

にはテント泊を実施し、以後交互に行っている。43年間にわたるリーダー冬季講習会を大きな事故なく安全に運営・実施してきた推進力であったといえよう。

<まとめ>

本稿のきっかけとなった栃木県那須での雪崩事故は名称が「春山講習会」であり、ラッセル訓練という言葉が独り歩きする中でマスコミ等から強く批判的な報道がなされた。この講習会は本県のリーダー講習会の開始とほぼ同時期、栃木のほうはやや早いようだが、当初は県山岳連盟との共催で始まり、やがて登山専門部が単独で開催するようになったようだ。こうした中で示された栃木県の検証委員会の報告書に示された、「恒例行事化し内容に対する深い検討がなされなかった」という指摘は厳しく受け止めなくてはならない。この観点から、本県登山専門部の取り組みをまとめてみたい。

(1)「リーダー冬季講習会」と「実施基準」の先進性

春休みに行われる登山専門部の行事は「春山講習会」とした栃木だけでなく、本県でも「リーダー講習会」という名称で「冬」でないとしたい思いが見える。文部省からの冬山登山の禁止という通知に強く影響されていると思われる。本稿でふれたとおりであるが、このような中で、リーダー講習会を立ち上げ関係方面との協議を重ね、十分な配慮と安全な実施を行い検証に耐える内容を作り上げた本県登山専門部の先人の努力は計り知れないものとする。

また、登山活動適正化協議会を開催し、リーダー講習会を視察し実態を前向きにとらえ、単に、一片の禁止通達で片付けず、一方の文部省通知（昭和47年）に基づき、内容をすり合わせながらも、あいまいさを排し、12月1日から3月31日までは冬山登山

3. 登山界の現状と課題

は禁止とし、一方で、リーダー冬季講習会と寒冷積雪地基礎訓練の2つの実施基準を制定した県教委体育課（当時）の担当者の配慮と努力も多大なものがあったと考える。

結果、40年以上にわたりリーダー冬季講習会や県内の高校登山部・山岳部の冬季・積雪地での活発な活動の中で、重大事故を一度も起こさず今に至っている点で極めて先進的な対応であったといえよう。

(2) 行事の実施にあたり恒例とせず、不断の検討が必要である

今回の栃木雪崩事故検証委員会の報告は多岐にわたっているが、本県登山専門部としても耳の痛い指摘は多い。その中で本稿では行事・事業の実施にあたっては恒例として深く検討することなく実施しているという指摘に対し、リーダー冬季講習会の開始当初の意義付けや実施基準による行事の根拠について、40年以上たった現在では不明なことも多いが、できる限りの解明を行った。

また、その中で行事の根拠が変わっても過去の名称にこだわった様子も見えてきた。我々の習いとしてつい過去にこだわる傾向があるのはやむを得ない面もあるが、栃木の事故のような場合にはそうした点を追及されることがあると肝に銘ずべきだろう。

なお、寒冷積雪地基礎訓練実施基準はおよそ40年にわたる運用のなかで、以前許可された地点が許可されなかったなどの行き違いもあったため数年の検討を経て平成27年10月に「同基準の運用について」が制定された。近年でも毎年10数校、20数件の計画書が提出され審査を受けて基礎訓練を実施している。

さらに、今年度から、スポーツ庁通知等を踏まえ、寒冷積雪地基礎訓練実施計画書に雪崩の有無など加える内容変更や、報告書の様式整備等も行った。審査会にも県山岳連盟理事長を加え、刷新を図った。

ここで、本稿をまとめるに当たり、当専門部参与である、悴田正也、村上泰賢両先生には、貴重な資料を提供戴くとともに具体的なお話をお聞きする機会を作って戴いた。この場を借りてお二人のご健康を祈るとともに深く感謝したい。

最後に、本年3月に栃木県那須で発生した雪崩事故の犠牲となった8名の生徒・教員の皆様の冥福を祈り、その死を無駄にすることなく、本県登山専門部においては活動の不断の検証を行い安全登山を実行していく決意としたい。

参考資料

- ・リーダー講習会趣意書（昭和49年5月10日）
- ・高等学校登山部の寒冷積雪地に於ける基礎訓練の実施基準（昭和54年2月13日）
- ・「高等学校登山部の寒冷積雪地に於ける基礎訓練の実施基準」の運用について（平成27年10月1日）
- ・高体連登山部リーダー冬季講習会実施基準（昭和54年2月13日）